

平成 22 年 3 月 5 日

自動車取得税に係る付加物の取扱いについて

自動車（軽自動車を含む。以下同じ）の付属物（オプションにより取り付けられる部品、装置等）を自動車とともに取得する場合は、自動車を含めて自動車取得税の課税対象となります。ただし、自動車に固定されない搭載用品と呼ばれるものは除かれます。これら課税対象となる付属物を付加物といいます。付加物の具体的判定は次のとおり取り扱ってください。

なお、この取り扱いは平成 22 年 4 月 1 日以降の売買契約等に係る自動車取得税の申告分から適用します。

1 付加物の判定方法

- (1) 付加物とは、ハンダ、ボルト、ネジ、シール等で固定され、自動車と一体性があり、容易に着脱できない付属物で、通常取付け用品と呼ばれるものであること。
- (2) 容易に着脱できない付属物とは、取付け又は取外しに工具等を必要とするものをいい、通常取付け工賃を要する場合は付加物に該当するものであること。（別紙例示のものを除く）
- (3) 登録又は納車の際に取り付けられていない付加物であっても、契約書、注文書等で取得することが明らかなものは課税対象に含めること。
- (4) 無料や著しく安価なもの（いわゆる「サービス品」）も課税対象に含めること。

※ 上記により課税・非課税を判定するものであるが、例示すれば別紙のとおり。

2 付加物価額の算定方法

- (1) 付加物価額は、カタログ等に掲載された価格（取付費用込み）に 0.9 を乗じて算出した額であること。なお、消費税及び、地方消費税は控除すること。
- (2) サービス品は定価に換算し、0.9 を乗じて算出すること。
- (3) 中古品又はオープン価格等定価が不明の場合は、通常小売価格に 0.9 を乗じて算出すること。
- (4) 複数のオプションをセットにして販売するいわゆるセット（キット）オプション等（カタログ等に掲載されたものに限る）は、セット価格に 0.9 を乗じて算出すること。なお、セットの中に非課税となるオプションが含まれる場合は、セット価格をそれぞれの定価によって按分して算出した課税対象となるオプション価格に 0.9 を乗じて算出すること。
- (5) ラジオレス等のいわゆるレスオプションについては、付加物価額から控除すること。なお、控除する付加物価額がない場合は車両本体価格から控除すること。
- (6) 複数の付加物がある場合は、付加物の価格を合計した価格を合計した価格に 0.9 を乗じて算出すること

問い合わせ先

〒849-0925 佐賀市八丁畷町 8-1

佐賀県税事務所 課税課調査担当

電話 0952-30-3181

自動車取得税の「付加物に該当するもの」の例示

- ・カーナビゲーション（ポータブル含む） ・オーディオ（CD、MDコンポ、ラジオ等）
- ・スピーカー（ウーハー・ツイーター等含む） ・アンブ ・テレビアンテナ
- ・取付アタッチメント ・接続コード
- ・センサー類 ・コーナーポール ・アルミホイール ・タイヤ（別注文の場合の純正品との差額）
- ・エアロパーツ ・バイザー ・インテリアパネル ・泥よけ ・ナンバープレートフレーム
- ・ETC車載器 ・エンジンスタター ・カメラ類 ・ビューモニター
- ・フォグランプ ・キセノンランプ ・イルミネーションランプ ・その他ランプ類
- ・パール塗装、ポリマーコーティング加工等
- ・その他自動車に付加して一体となっているもの

自動車取得税の「付加物に該当しないもの」の例示

- ・シートカバー ・ボディカバー ・ガラス撥水加工 ・ETCセットアップ費用
- ・マット類 ・チャイルドシート ・タイヤチェーン ・キャリア ・スペアタイヤ
- ・営業車の空車ランプ、タクシメータ、仕切り版、社名板（防犯灯）など

○自動車取得税額の計算例○

※価格は税込価格

車両本体価格	2,000,000	<参考>	個別価格
カーナビゲーション	250,000	フロアマット	20,000
パール塗装	30,000	マッドガード	20,000
ETC車載器	10,000	バイザー	30,000
ETCセットアップ費用	2,625		
ベーシックセット (フロアマット、マッドガード、バイザーのセット)	60,000	自動車取得税率	3%

◇ベーシックセットのうち、付加物に該当するマッドガードとバイザーの価格を按分して計算

$$\begin{aligned}
 \text{セット価格の付加物価格} &= \text{セット価格} \times \text{付加物価格} \div \text{個別価格の合計} \\
 &= 60,000 \times 50,000 \div 70,000 \\
 &\doteq 42,857
 \end{aligned}$$

◇この自動車の付加物に該当するものは

カーナビゲーション、パール塗装、ETC車載器、ベーシックセットのマッドガードとバイザー
 $250,000 + 30,000 + 10,000 + 42,857 = 332,857$

◇取得価格【千円未満切捨て】

$$\begin{aligned}
 \text{車両本体} & 2,000,000 \div 1.08 \times 0.9 = 1,666,667 \doteq 1,666,000 \\
 \text{付加物} & 332,857 \div 1.08 \times 0.9 = 277,381 \doteq 277,000 \\
 \text{課税標準額} & 1,666,000 + 277,000 = 1,943,000
 \end{aligned}$$

◇自動車取得税【百円未満切捨て】

$$1,943,000 \times 0.03 = 58,290 \doteq 58,200$$